

# 近江八幡市立小・中学校の『学校における働き方改革取組方針・計画』

令和5年4月改定版  
近江八幡市教育委員会

## 1. 学校における働き方改革の目的

子どもの生きる力(知・徳・体・共生のバランスのとれた力)を育むために、学校においては、質の高い教育を実現することが求められています。

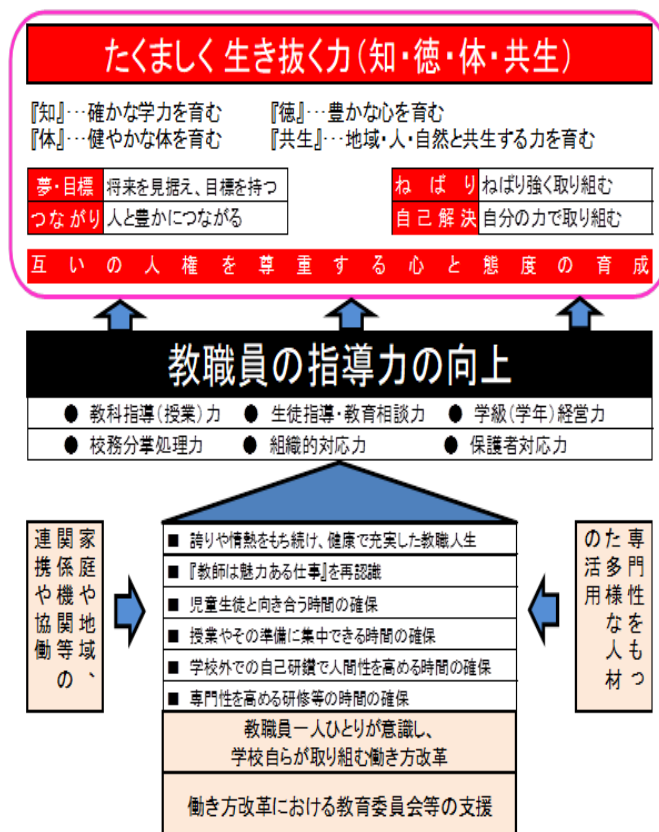
このことは、本市が積極的に推進しているSDGs(国連が掲げる持続可能な開発目標)の教育分野の目標「質の高い教育の確保」とも一致します。そのためには、指導者である教職員が、誇りや情熱をもち続け、健康でいきいきと働くことができる環境を整備することが求められています。

また、子ども一人ひとりと向き合うことができる時間を確保し、学習指導や生徒指導等に集中できる環境づくりが必要です。

これらの環境づくりのため、教育委員会等が必要な支援を行うとともに、学校内においても、教育活動や組織体制等を見直し、地域や保護者と連携しながら、教職員が健康でいきいきと勤務できるよう働き方改革に取り組めます。

## 2. 子どもの生きる力を育むための

「めざす学校における教職員の姿」



## 3. 令和4年度までの取組の成果

- 校務支援システムを導入し、成績処理等の事務処理の効率化、教育学習情報(指導案・教材)等の共有化を進めることができた。また、出退勤の記録もできるようになった。
- 学校給食費を公会計化できた。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校司書、特別支援教育支援員、学校業務支援員、部活動指導員の配置を拡充することができた。
- 学校事務共同実施の取組が進む中で共同学校事務室を設置し、学校事務職員の校務運営への参画が促進された。
- 近江八幡市各小・中学校で学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールとして取り組むことで、家庭や地域の力を生かす学校運営の基盤ができた。
- 自動音声電話を、沖島小学校を除く小・中学校で整備することで、勤務時間外の電話対応を減らすことができた。
- 運動会・体育大会等の実施時期や内容の変更など学校行事等の精選や内容の見直し等が進むとともに、日課等の見直しが進んだことで、教員の執務時間等の確保が進んだ。
- 1学期の始業日を4月8日から4月9日に1日遅らせることで年度初めの事務処理時間が確保でき、4月の時間外勤務時間を変更以前より減らすことができた。
- 長期休業中に連続して7日以上为学校閉庁期間を設けることができた。

#### 4. 目標達成状況

<令和3年度末までの目標>

##### ① 月あたり超

過勤務時間が45時間超の教員の割合(年平均)

|     | 県目標   | 本市目標  | 本市の状況 |       |       |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
|     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 小学校 | 40%以下 | 30%以下 | 44%   | 32%   | 32%   |
| 中学校 | 50%以下 | 40%以下 | 57%   | 46%   | 45%   |

##### ② 年次有給休暇の1人あたり年間平均取得日数14日以上にします。

<状況> 年次有給休暇の1人あたり年間平均取得日数

|     | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 小学校 | 10.1日 | 6.7日  | 12.0日 |
| 中学校 | 8.6日  | 7.0日  | 10.0日 |

※令和元年度と比べると45時間超の教員の割合は10%以上減ったが、令和2年度以降は目標に届かず、横ばい状態である。

#### 5. 学校の現状と課題

##### (小学校)

- 児童在校中は休み時間や給食の時間も含め児童とともに過ごすため休憩がとりにくい。
- 児童下校後も特別支援学級担任と交流学級担任の情報交換や、保護者対応、不登校児の対応、また職員会議や校内研究研修会等の諸会議があり、授業や行事等の準備の業務が所定の勤務時間外になることが多い。
- 担任以外の教員数が十分ではなく、出張等が重なると授業を行う教員体制を整えることにも苦慮する。
- 出張等が入ると担任は、課題プリント作成、戻ってからの点検作業を実施しなければならない。
- 地域、保護者との距離が近く、音楽発表会や卒業生を送る会などの行事に対する期待も大きく、また「子どものために」という教員の思いで、現状以上に精選しようと考えても進まないことが多い。

##### (中学校)

- 教科担任制であるため授業のない時間も存在するが、そのような時間も見回りや授業エスケープ等の生徒指導対応をはじめとする様々な支援を要する生徒の対応を行うことが多く、授業の準備や教材研究、事務作業をする時間の確保が難しい。
- 生徒下校後も生徒指導や不登校対応、保護者対応など個別の対応が多く、また補習授業や日常的な部活動、生徒会活動、職員会議や校内研究研修会等の諸会議に時間が充てられ、授業の準備や進路事務などは所定の勤務時間外になることが多い。
- 部活動に関しては、日没時刻を基準に終了時刻が季節によって異なり、夏場は18時30分ごろからしか事務処理ができない。土日祝日も練習や練習試合、大会等が行われ、所定の勤務時間外での対応が恒常化している。
- 部活動では、土日いずれかの日を休むことと、概ね3時間までの練習を原則としているが、保護者や地域からは、もっとやってほしいという期待が強くあり、また教員の中にももっとやりたいと思う教員もあり、徹底できにくい状況がある。

##### (小・中学校共通)

- 行事・会議等の見直しや校務支援システムの導入など働き方改革の取組は一定進んできたが、超過勤務時間が高止まりし、横ばい状態にある。
- 特別支援、不登校、外国人児童生徒等には個別の計画が求められている。対象児童生徒が増加傾向にあることで、資料の作成や実施するケース会議も多くなっている。また虐待対応等多様化する課題に対応するための関係機関との連携は所定の勤務時間外に行うことが多い。

- 「令和の日本型教育」の構築を目指して個別最適な学びと協働的な学びの実現にむけた授業改善などで、研修や授業準備など業務量の増加が見込まれる。
- 地域との連携・協働が求められるが、PTA活動も含めて地域行事や会議等への参加で、所定の勤務時間外や土日祝日に教員が業務を担っている場合がある。
- 「子どものために」という使命感や献身的な思いで、長時間勤務が常態化している職場環境の中で、教員一人ひとりの時間管理をしながら職務を行うという意識が低い。
- 教職員が一人で負担を抱え込まないよう業務の分担や協力体制で工夫したり、会議や日課等の工夫で事務作業等の時間を確保したりするなど、学校では様々な取組を行っているが、学校だけの取組に限界を感じている学校もある。

## 6. 取組方針

### (1) 基本的な考え方

- ① 学校教育は、「子どもの健やかな成長のために」という各教職員の使命感や誇り、熱意に支えられています。それぞれの教職員の自発性・創造性を尊重し、また子どもに向き合う時間を十分に確保するためにも、過度の負担がなく、教職員の心身の健康を維持できる環境づくりをめざします。
- ② 多くの教職員が県費負担教職員であるので、県教育委員会の方針・取組と連動し、同一歩調で取組を推進していくことを基本とします。
- ③ 学校の時間外労働の実態を把握するとともに、教育現場の教職員の意見を尊重しながら、効果的な支援の方向性を示します。
- ④ 教育委員会としても、各課・機関が連携・調整して、会議や研修の内容・時間・回数等の運営を見直すなど、現場の教職員の負担軽減に努めます。
- ⑤ この取組方針・計画は、市教育委員会として取り組むべき方針を示すものですが、この取組から得られた成果を検証・分析し、県や国に対する提案や要望に生かしていきます。

### (2) 取組期間

この方針による取組の期間は、令和7年度末(概ね3年)までとします。

### (3) 目標

令和7年度末までの目標を次のとおり設定します。

- ① 超過勤務時間を削減します。  
月あたり超過勤務時間が45時間超の教員の割合(年平均)を、令和7年度までに「小学校:30%」「中学校:40%」を下回るようにします。
- ② 年次有給休暇の1人あたり年間平均取得日数14日以上にします。

### (4) 教職員の長時間勤務を改善するための基準

#### ■勤務時間関係

- 平日は原則遅くとも午後7時には学校を閉めます。
- 少なくとも一週間の中で1日、定時退勤日を設け、定時に学校を閉めます。
- 教員の月あたり超過勤務時間が80時間を超えないよう勤務時間を管理します。
- 夏季および冬季の長期休業期間において、1週間以上の集中休暇期間を設けることを継続します。

#### ■中学校の部活動指導について

- 練習時間は、平日は概ね2時間以内、週休日等は概ね3時間以内とし、平日に休養日を設けます。また、週休日に部活動を行う場合、いずれか1日を終日休養日とします。
- 朝練習は、原則として実施しません。
- 土・日等の部活動の地域移行について段階的に進められるように、関係機関や関係団体と協議していきます。

## (5)重点的な取組方針・計画

### ① 教員が担ってきた業務にかかる役割分担・適正化の推進を図り、学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実を図ります。

- ☐ 学校 DX の推進等による事務作業の軽減  
…校務支援システムを活用した成績処理等事務処理の効率化  
近江八幡市共有フォルダ等を活用した教育学習情報(指導案・教材)、校務書類様式等の共有化 欠席連絡・健康観察の ICT 活用
- ☐ 学校業務支援員の継続配置  
…授業以外に教員が担うべき業務の支援
- ☐ 校外研修や各種担当者等の精選 調査文書や報告書等業務負担の軽減  
オンラインも含め研修形態の適正化
- ☐ 県・市・学校の部活動の指針作成と指針に基づいた活動時間や休養日の適切な実施  
土・日等の部活動の地域移行を段階的に進められるように協議
- ☐ 小学校において教科担任制の効果的な運用

### ② チーム学校を推進し、専門性をもった多様な人材を活用して、学校の教育力・組織力を高める取組を進めます。

- ☐ スクールカウンセラー(SC)・スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置・拡充
- ☐ 学校司書・特別支援教育支援員の配置・拡充
- ☐ 学校事務職員の校務運営への参画促進と事務の共同実施の推進・拡充
- ☐ 部活動指導員の配置・拡充

### ③ 保護者や地域の理解を得ながら、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てる取組を進めます。

- ☐ コミュニティスクールを基盤とし、家庭や地域、関係機関等と連携・協働する環境の整備
- ☐ 学校支援ボランティアの積極的な活用
- ☐ 働き方改革にかかる協力を依頼文書配布やホームページ等で発信する等、保護者や地域等への理解の促進
- ☐ 土・日等の部活動の地域移行を段階的に進められるように協議

### ④ 教職員の勤務時間の管理を進めます。

- ☐ 勤務時間の把握と結果の還元
- ☐ 校務支援システムでの正確な勤務時間の管理
- ☐ 働き方改革推進月間(6月・11月・2月)の実施による取組の推進と好事例の共有
- ☐ 勤務時間の弾力的運用(割振りの対象業務の拡大等)の実施

### ⑤ 学校内で教職員の働き方の改善を図り、教職員の意識改革につなげます。

- ☐ 特定の教職員に過重な勤務が生じないような校務分掌の適正配分・協力体制の整備
- ☐ 会議運営(内容・回数・時間の見直し、資料の事前配布、ICTの活用等)の効率化
- ☐ 学校行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化の推進 日課等を見直し執務時間の確保
- ☐ 教材・教具や共有フォルダ内のデータ等の整理・整頓による業務の効率化
- ☐ 校内の「働き方改革の取組方針」の作成と実施
- ☐ 校内委員会の設置と取組の検証

- これらの取組を重点として進めながら、「働き方改革推進委員会小・中学校作業部会」の中で、学校の現状把握や課題分析に努め、「働き方改革推進委員会」を通して成果の検証を行います。